

平成26年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会会議録

平成26年7月24日（木曜日）午後2時20分 開会

議 事 日 程

平成26年7月24日（木曜日）午後2時20分 開議

- 日程第 1 仮議席の指定
 - 日程第 2 選挙第1号 議会議長の選挙について
 - 日程第 3 選挙第2号 議会副議長の選挙について
 - 日程第 4 議席の指定
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 会議録署名議員の指名
 - 日程第 7 発議第1号 奈良県広域消防組合議会会議規則の制定について
 - 日程第 8 発議第2号 奈良県広域消防組合議会傍聴規則の制定について
 - 日程第 9 発議第3号 奈良県広域消防組合議会議員の任期に関する条例の制定について
 - 日程第10 発議第4号 奈良県広域消防組合管理者の専決処分事項について
 - 日程第11 承第1～71号 専決処分事項の承認を求めることについて
 - 日程第12 同第 1号 監査委員選任について同意を求めることについて
 - 日程第13 同第 2号 監査委員（議会選出）選任について同意を求めることについて
 - 日程第14 議第 1号 奈良県広域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第15 議第 2号 高機能消防指令システム契約の締結について
 - 日程第16 議第3・4号 高規格救急自動車購入契約の締結について（高田消防署・御所消防署）
 - 日程第17 議第 5号 高規格救急自動車購入契約の締結について（香芝消防署）
 - 日程第18 議第 6号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について（大和郡山消防署）
 - 日程第19 議第 7号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について（宇陀消防署）
 - 日程第20 議第 8号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について（大淀消防署）
 - 日程第21 議第 9号 平成26年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第22 議第10号 平成26年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第23 議第11号 平成26年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第24 議第12号 平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（24名）

1 番	大 橋 基 之 君	2 番	森 中 利 也 君
3 番	竹 村 匡 正 君	5 番	松 井 正 剛 君
6 番	牧 野 雅 一 君	7 番	更 谷 慈 禧 君
8 番	金 銅 成 悟 君	9 番	岩 崎 万 勉 君
10 番	中 西 和 夫 君	11 番	今 中 富 夫 君
12 番	疋 田 俊 文 君	13 番	西 浦 正 哲 君
14 番	木 治 正 人 君	15 番	西 川 弥三郎 君
16 番	栗 山 忠 昭 君	17 番	大 丸 仁 志 君
18 番	吉 田 誠 克 君	19 番	細 川 佳 秀 君
20 番	東 川 裕 君	21 番	植 村 家 忠 君
22 番	藤 山 量 雄 君	23 番	川 北 肇 君
24 番	森 井 常 夫 君	25 番	山 村 美咲子 君

欠席議員（1名）

4 番 寺 田 典 弘 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

管 理 者	森 下 豊 君	副 管 理 者	上 田 清 君
副 管 理 者	北 岡 篤 君	消 防 長	平 城 満 君
副 消 防 長	山 本 洋 君	副 消 防 長	山 内 孝 道 君
運営企画室長兼議会事務局次長	上 島 秀 友 君	総 務 部 長	藤 谷 光 弘 君
警 防 部 長	中 南 仁 克 君	救 急 部 長	植 田 憲 順 君
予 防 部 長	藤 田 昭太郎 君	企 画 調 整 監	松 本 和 彦 君
会 計 管 理 者	西 川 太 平 君	運 営 企 画 室 次 長	堀 井 能 成 君
総 務 部 次 長	松 田 晴 友 君	警 防 部 次 長	山 本 良 夫 君
救 急 部 次 長	丹 治 準 治 君	予 防 部 次 長	宮 田 直 樹 君
通 信 準 備 室 長	松 本 圭 祐 君	監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 和 幸 君
議 会 事 務 局 次 長	大 前 太 伸 君	企 画 調 整 課 長	松 波 宏 昭 君
企 画 調 整 課 長	浅 川 和 昭 君	企 画 調 整 課 長	高 島 工 君

会議に従事した事務局職員

議会事務局長	上 島 秀 友 君	議会事務局次長	大 前 太 伸 君
--------	-----------	---------	-----------

午後2時20分 開会

○議会事務局長（上島秀友君） 本日は、奈良県広域消防組合設立後初めて開催される議会でございますので、いまだ議長のご決定はいたしておりません。したがって、議長が

選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員に臨時議長の職務を行っていただくことになります。

よって、本日の出席議員中、下市町議会から選出の川北議員に臨時議長の職務を行っていただきたいと存じます。

それでは、川北議員、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（川北 肇君） ただいまご指名をいただきました川北でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、甚だ僭越ではございますが、議会議長の選挙が終了したまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。

ただいまより、平成26年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会を開催いたします。

寺田典弘議員から欠席の届けがあります。したがって、議員定数25名中、本日の出席議員は24名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○臨時議長（川北 肇君） 日程に先立ちまして、管理者からご挨拶の申し出がございしますので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ほどの全員協議会に引き続いてですが、初めての本議会をこれから開催させていただきます。

本会議では、議会の役選、そして管理者の専決処分の報告・承認等、たくさんの議案の審議が予定されております。何とぞよろしくご協力のほどをいただいて、しっかりご審議をしていただきますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（川北 肇君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元の一覧のとおりであります。

本日の議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則が制定されていないため、発議第1号で提出されます奈良県広域消防組合議会会議規則（案）に準じて進行的にしたいと思います。これについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（川北 肇君） 異議なしと認めます。よって、議事の進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則（案）により進めてまいります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（川北 肇君） 日程第1、これより、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

日程第2 選挙第1号 議会議長の選挙について

○臨時議長（川北 肇君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(川北 肇君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(川北 肇君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法については、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に大橋基之議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました大橋基之議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(川北 肇君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大橋基之議員が議長に当選されました。

本席から、奈良県広域消防組合議会会議規則(案)第30条第2項の規定により、当選告知をいたします。

それでは、大橋基之議員に議長の就任のご挨拶をお願いいたします。

○1番(大橋基之君) ただいまご紹介いただきました大橋でございます。

本年4月より奈良県広域消防組合は、37市町村が1つになり、管内人口は90万を超える政令指定都市並みの組合消防として、全国から注目をされる消防として発足いたしました。

それでは、改めてご挨拶をさせていただきます。

このたび、本組合の初代議長の要職として皆様からご推挙を賜りました大橋でございます。身に余る光栄で、心から厚く感謝を申し上げます。

本組合の発展のため、全力を尽くしてまいりたいと考えております。今後とも、皆様方には、ご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、心より感謝申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○臨時議長(川北 肇君) 以上をもちまして、議長の選挙を終了いたします。

ここで議長と交代をいたします。

大橋議長、議長席にお着き願います。

ご協力をありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午後2時29分 再開

○議長(大橋基之君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ここで、写真撮影の申し出がありましたので、2分間許可をいたします。

(写真撮影)

○議長(大橋基之君) 写真撮影を終了いたします。

日程第3 選挙第2号 議会副議長の選挙について

○議長（大橋基之君） 日程第3、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。議長より指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

副議長に松井正剛議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました松井正剛議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議なしと認めます。よって、松井正剛議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松井正剛議員が議場におられますので、本席から奈良県広域消防組合議会会議規則（案）第30条第2項の規定により、当選告知をいたします。

副議長に当選されました松井正剛議員に副議長就任のご挨拶をお願いいたします。松井正剛議員。

○5番（松井正剛君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

ただいま議長よりご指名をいただき、奈良県広域消防組合議会の初代副議長に就任させていただきました松井でございます。この上もない光栄と存じ、感激いたしております。また、同時に責任の重大さを痛感しているところであります。

今後は、皆様方のご支援をいただきながら、大橋議長を支え、議会が公平かつ円滑に進みますように全力を挙げて取り組む決意でございます。

どうか、皆様方の今後のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきますと思います。皆さん、よろしくお願いいたします。（拍手）

日程第4 議席の指定

○議長（大橋基之君） 日程第4、これより議席を指定いたします。

議席は、ただいまのご着席の議席を指定いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（大橋基之君） 日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会は、会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決定いたしました。

日程第６ 会議録署名議員の指名

○議長（大橋基之君） 日程第６、会議録署名議員を指名いたします。２２番、藤山量雄議員、２４番、森井常夫議員を指名いたします。

日程第７ 発議第１号 奈良県広域消防組合議会会議規則の制定について

○議長（大橋基之君） 日程第７、発議第１号、奈良県広域消防組合議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提案者、松井正剛議員に説明を求めます。

５番、松井正剛議員。

○５番（松井正剛君） 発議第１号、奈良県広域消防組合議会会議規則の制定につきまして、提案理由の説明を行います。

本案は、地方自治法第１２０条の規定に基づき、議会運営に関し、必要な事項である組合議会の秩序維持、議員の規律等について定めるものであります。

慎重ご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

発議第１号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、発議第１号は原案どおり可決されました。

日程第８ 発議第２号 奈良県広域消防組合議会傍聴規則の制定について

○議長（大橋基之君） 日程第８、発議第２号、奈良県広域消防組合議会傍聴規則の制定についてを議題といたします。

提案者、松井正剛議員に説明を求めます。

５番、松井正剛議員。

○５番（松井正剛君） 発議第２号、奈良県広域消防組合議会傍聴規則の制定につきまして、提案理由の説明を行います。

本案は、地方自治法第１３０条第３項の規定に基づき、議場における規律及び組合議会の傍聴等に関して必要な事項を定めるものであります。

慎重ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
発議第2号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第9 発議第3号 奈良県広域消防組合議会議員の任期に関する条例の制定について

○議長（大橋基之君） 日程第9、発議第3号、奈良県広域消防組合議会議員の任期に関する条例の制定についてを議題といたします。
提案者、松井正剛議員に説明を求めます。
5番、松井正剛議員。

○5番（松井正剛君） 発議第3号、奈良県広域消防組合議会議員の任期に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を行います。
組合規約第6条に「組合議員の任期は1年とする」と規定されておりますが、始期と終期が規定されておきませんので、その任期の期間を定めるものであります。
慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
発議第3号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、発議第3号は原案どおり可決されました。

日程第10 発議第4号 奈良県広域消防組合管理者の専決処分事項について

○議長（大橋基之君） 日程第10、発議第4号、奈良県広域消防組合管理者の専決処分事項についてを議題といたします。
提案者、松井正剛議員に説明を求めます。
5番、松井正剛議員。

○5番（松井正剛君） 発議第4号、奈良県広域消防組合管理者の専決処分事項につきまして、提案理由の説明を行います。
地方自治法第180条第1項の規定により、奈良県広域消防組合議会の権限に属する軽易な事項について、管理者において専決処分とすることができる事件をあらかじめ指定するものであります。
慎重にご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
以上でございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

発議第4号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、発議第4号は原案どおり可決されました。

日程第11 承第1～71号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長(大橋基之君) 日程第11、専決報告、承第1号から承第71号、専決処分事項の承認を求めることについて審議いたします。

まず、承第1号についてを議題といたします。

管理者に報告を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 専決処分いたしました案件について、順次説明をさせていただきます。説明するに当たりまして、条例名から奈良県広域消防組合を省略いたしますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、承第1号、休日を定める条例についてご説明を申し上げます。お手元の冊子、条例及びその他議案59ページをごらんください。

本条例の制定理由につきましては、地方自治法第4条の2におきまして、地方公共団体の休日は条例で定めることとされているためでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

承第1号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第1号は原案どおり承認されました。

次に、承第2号、公告式条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第2号、公告式条例について。60ページをごらんください。

条例及び規則の公布につきましては、組合の事務所前の掲示板に掲示して行うものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

承第2号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第2号は原案どおり承認されました。

次に、承第3号、議会の定例会に関する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第3号、議会の定例会に関する条例につきまして、61ページをござんください。

奈良県広域消防組合議会の定例会の回数を定めるもので、年2回、2月及び11月に開会を予定しています。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第3号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第3号は原案どおり承認されました。

次に、承第4号、議会事務局設置条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第4号、議会事務局設置条例につきまして、62ページをござんください。

地方自治法第138条第2項の規定に基づきまして、組合議会に事務局を設置し、事務局に事務局長及び書記その他の職員を置く条例を制定したものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第4号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第4号は原案どおり承認されました。

次に、承第5号、監査委員に関する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第5号、監査委員に関する条例につきまして、63ページをござんください。

この条例は、監査委員に関し必要な事項を定めるとともに、監査委員事務局を設置したものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第5号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第5号は原案どおり承認されました。

次に、承第6号、消防本部及び消防署の設置に関する条例について及び承第7号、運営協議会条例については、組織に関することであるので一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第6号、消防本部及び消防署の設置に関する条例につきまして、64ページをごらんください。

消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域を定めるものでございます。

次に、承第7号、運営協議会条例につきまして、65ページをごらんください。

本組合同規約第13条の規定に基づきまして、重要な計画の策定、条例の制定または改廃などを協議するため、運営協議会を設置するものでございます。委員は、旧11本部の市町村長の代表で構成されています。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第6号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第6号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第7号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第7号は原案どおり承認されました。

次に、承第8号、行政手続条例について及び承第9号、情報公開条例については、行政手続に関することであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第8号、行政手続条例につきまして、66ページをごらんください。

この条例は、処分、行政指導及び届けに関する手続に関しまして、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものでございます。

次に、承第9号、情報公開条例につきまして、72ページをごらんください。

この条例は、本組合に関する情報の開示を図るために必要な事項を定めるものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第8号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第8号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第9号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第9号は原案どおり承認されました。

次に、承第10号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてから承第14号、職員の定年等に関する条例についてまでの5議案は、職員の定数及び任用等に関することであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第10号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例についてでございます。76ページをごらんください。

この条例は、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、承第11号、職員定数条例につきまして、77ページをごらんください。

職員の定数を消防職員1,287名を規定しております。

次に、承第12号、職員の再任用に関する条例につきまして、78ページをごらんください。

この条例は、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。

承第13号、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきまして、79ページをごらんください。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の諸規定に基づき、職員の選考により任期を定めて採用するものでございます。特定任期付職員3名を採用しています。

次に、承第14号、職員の定年等に関する条例につきまして、81ページをごらんください。

この条例は、職員の定年等に関し必要な事項を定めるもので、定年年齢を60歳と定めています。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

まず、承第10号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第10号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第11号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第11号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第12号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第12号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第13号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第13号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第14号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第14号は原案どおり承認されました。

次に、承第15号、職員の分限の手續及び効果に関する条例について、承第16号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について、職員の懲戒及び分限に関することとして一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） まず、承第15号、職員の分限の手續及び効果に関する条例につきまして、82ページをごらんください。

この条例は、職員の分限に関し必要な事項を定めたものでございます。

次に、承第16号、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例につきまして、83ページをごらんください。

この条例は、職員の懲戒処分に必要な事項を定めるものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

承第15号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第15号は原案どおり承認

されました。

続きまして、承第16号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第16号は原案どおり承認されました。

次に、承第17号、職員のサービスの宣誓に関する条例についてから承第20号、職員の育児休業等に関する条例についてまでの4議案は、サービス等に関することであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第17号、職員のサービスの宣誓に関する条例につきまして、84ページをごらんください。

この条例は、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第18号、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例につきまして、85ページをごらんください。

この条例は、職務に専念する義務の特例につきまして規定するものでございます。

次に、承第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、86ページをごらんください。

この条例は、奈良県広域消防組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第20号、職員の育児休業等に関する条例につきまして、89ページをごらんください。

この条例は、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第17号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第17号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第18号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第18号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第19号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第19号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第20号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第20号は原案どおり承認されました。

次に、承第21号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についてから承第26号、特別職の職員の給与等に関する条例についてまでの6議案は、報酬及び費用弁償に関することであるので、一括議題といたします。

管理者の説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第21号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきまして、93ページをごらんください。

この条例は、地方公務員災害補償法に基づきまして、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めるものでございます。

次に、承第22号、消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例につきまして、100ページをごらんください。

この条例は、奈良県広域消防組合に勤務いたします消防職員に賞じゅつ金または殉職者特別賞じゅつ金を授与することにつきまして必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第23号、議会議員の議員報酬等に関する条例につきまして、102ページをごらんください。

この条例は、本組合の議会の議長及び議員に支給する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法につきまして定めるものでございます。

次に、承第24号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、103ページをごらんください。

この条例は、本組合の特別職の職員の非常勤の者の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第25号、実費弁償に関する条例につきまして、104ページをごらんください。

この条例は、本組合の機関の請求により出頭し、また参加した者に対しまして実費弁償を支給することを定めるものでございます。

次に、承第26号、特別職の職員の給与等に関する条例につきまして、105ページをごらんください。

この条例は、本組合の特別職の職員に支給する給与及び旅費につきまして必要な事項を定めるものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第21号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第21号は原案どおり承認

されました。

続きまして、承第 22 号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第 22 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 23 号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第 23 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 24 号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第 24 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 25 号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第 25 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 26 号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第 26 号は原案どおり承認されました。

次に、承第 27 号、一般職の給与に関する条例についてから承第 30 号、職員等の旅費に関する条例についてまでの 4 議案は、職員の給与、手当及び旅費に関することであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第 27 号、一般職の給与に関する条例につきまして、106 ページをごらんください。

この条例は、本組合の一般職の職員の給与に関し必要な事項を定めるものでございます。

114 ページをごらんください。附則第 12 条以下におきまして、平成 33 年 3 月 31 日までの間、給与の支給について本組合規約別表 2 の区分ごとに対応する経過措置等を定めております。

次に、承第 28 号、一般職の特殊勤務手当に関する条例につきまして、118 ページをごらんください。

この条例は、職員の特殊勤務手当に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第 29 号、一般職の退職手当に関する条例につきまして、121 ページをごらんください。

この条例は、本組合の一般職の職員のうち奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例の適用を受けない者に対する退職手当の給付に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第 30 号、職員等の旅費に関する条例につきまして、134 ページをごらんく

ださい。

この条例は、旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第２７号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第２７号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第２８号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第２８号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第２９号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第２９号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第３０号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第３０号は原案どおり承認されました。

次に、承第３１号、財務状況の公表に関する条例についてから承第５０号、行政財産使用料徴収条例についての２０議案は、財務に関することであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第３１号、財務状況の公表に関する条例につきまして、１３８ページをごらんください。

この条例は、地方自治法第２４３条の３第１項の規定に基づきまして、公表すべき財政に関する事項の公表に関して定めるものでございます。

次に、承第３２号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例につきまして、１３９ページをごらんください。

この条例は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関して定めるものでございます。

次に、承第３３号、長期継続契約に関する条例につきまして、１４０ページをごらんください。

この条例は、本組合の契約のうち長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、承第３４号、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例につきまして、１４１

ページをごらんください。

財産の交換、譲与、無償貸与等について定めるための条例でございます。

次に、承第35号、財政調整基金条例につきまして、143ページをごらんいただきたいと思います。

本組合の財政調整のために財政調整基金を設置し、毎年度、予算に定める額を基金として積み立てるものでございます。

次に、承第36号から承第47号まで一括してご説明申し上げます。144ページから155ページまででございます。

本組合の12区分の消防事業特別会計に消防事業基金をそれぞれ設置するものでございます。

次に、承第48号、特別会計条例につきまして、156ページをごらんください。

12区分の特別会計を設置することを定めるものでございます。

次に、承第49号、手数料徴収条例につきまして、157ページをごらんください。

地方自治法第227条の規定によりまして、特定の者のためにする事務について徴収する手数料について定めるものでございます。

次に、承第50号、行政財産使用料徴収条例につきまして、164ページをごらんください。

この条例は、行政財産の使用または公の施設の使用につきまして、使用料を徴収することについて定めるものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第31号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第31号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第32号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第32号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第33号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第33号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第34号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第34号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第35号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第35号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第36号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第36号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第37号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第37号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第38号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第38号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第39号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第39号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第40号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第40号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第41号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第41号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第42号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第42号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第43号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第43号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第44号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第44号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第45号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第45号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第46号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第46号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第47号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第47号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第48号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第48号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第49号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第49号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第50号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第50号は原案どおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時18分 再開

○議長(大橋基之君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、承第51号、火災予防条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第51号、火災予防条例につきまして、165ページをごらんください。

この条例は、消防法等の規定に基づきまして、構成市町村における火災予防上必要な事項を定めるものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第51号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第51号は原案どおり承認されました。

次に、承第52号、消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第52号、消防長及び消防署長の資格の基準を定める条例につきまして、192ページをごらんください。

消防長及び消防署長の任命資格を定めるものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第52号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第52号は原案どおり承認されました。

次に、承第53号、奈良県広域消防組合に引き継いだ職員の在職期間の通算に関する条例についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第53号、奈良県広域消防組合に引き継いだ職員の在職期間の通算に関する条例につきまして、193ページをごらんいただきたいと思います。

本組合の設立の日の前日において設立前の団体の職員であった者で、引き続き本組合の職員として採用された者の在職期間を通算するものでございます。

○議長(大橋基之君) ただいまの説明について質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第53号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大橋基之君) 異議がないようでございますので、承第53号は原案どおり承認されました。

次に、承第54号、奈良県広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務に関する規約についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者(森下 豊君) 承第54号、奈良県広域消防組合と奈良県との間の公平委員会

の事務に関する規約につきまして、196ページをごらんください。

公平委員会の事務を奈良県に委託したものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第54号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第54号は原案どおり承認されました。

次に、承第55号、奈良県市町村総合事務組合規約についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第55号、奈良県市町村総合事務組合規約につきまして、199ページをごらんください。

常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を共同で処理するため、奈良県市町村総合事務組合に加入するものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第55号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第55号は原案どおり承認されました。

次に、承第56号、指定金融機関の指定についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第56号、指定金融機関の指定につきまして、205ページでございます。

本案は、指定金融機関としまして株式会社南都銀行を指定したものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

承第56号について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第56号は原案どおり承認されました。

次に、承第57号、平成26年度一般会計予算についてから承第69号、平成26年度

野迫川消防事業特別会計予算についてまでの13議案は、予算に関するものであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 冊子の予算関係議案をごらんください。

まず、承第57号、平成26年度一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

インデックス、承第57号の11ページをごらんください。歳入は、繰入金3億1,394万1,000円、組合債17億6,160万円、合計20億7,554万1,000円でございます。

12ページをごらんください。歳出は、議会費296万円、総務費2億1,440万8,000円、消防費18億4,517万3,000円、公債費1,000万円、予備費300万円、合計20億7,554万1,000円でございます。

次に、承第58号から承第69号まで、各12区分の特別会計につきまして、順次説明申し上げます。

初めに、承第58号、平成26年度山辺消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第58号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額19億1,862万4,000円でございます。

次に、承第59号、平成26年度桜井消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第59号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額6億7,640万8,000円でございます。

次に、承第60号、平成26年度五條消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第60号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額7億3,253万5,000円でございます。

次に、承第61号、平成26年度大和郡山消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第61号の5ページでございます。

歳入歳出予算額の総額7億1,402万6,000円でございます。

次に、承第62号、平成26年度西和消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第62号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額17億2,734万8,000円でございます。

次に、承第63号、平成26年度宇陀消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第63号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額11億2,351万4,000円でございます。

次に、承第64号、平成26年度葛城消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第64号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額5億3,716万4,000円でございます。

次に、承第65号、平成26年度吉野消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第65号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額5億6,172万5,000円でございます。

次に、承第66号、平成26年度中和消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第66号の5ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額 26 億 3,300 万円でございます。

次に、承第 67 号、平成 26 年度中吉野消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第 67 号の 5 ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額 7 億 6,790 万 3,000 円でございます。

次に、承第 68 号、平成 26 年度香芝・広陵消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第 68 号の 5 ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額 13 億 4,000 万円でございます。

次に、承第 69 号、平成 26 年度野迫川消防事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。承第 69 号の 5 ページをごらんください。

歳入歳出予算額の総額 67 万 9,000 円でございます。

以上です。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第 57 号、平成 26 年度一般会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第 57 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 58 号、平成 26 年度山辺消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第 58 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 59 号、平成 26 年度桜井消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第 59 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 60 号、平成 26 年度五條消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第 60 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第 61 号、平成 26 年度大和郡山消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第 61 号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６２号、平成２６年度西和消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６２号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６３号、平成２６年度宇陀消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６３号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６４号、平成２６年度葛城消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６４号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６５号、平成２６年度吉野消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６５号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６６号、平成２６年度中和消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６６号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６７号、平成２６年度中吉野消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６７号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６８号、平成２６年度香芝・広陵消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６８号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第６９号、平成２６年度野迫川消防事業特別会計予算についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第６９号は原案どおり承認されました。

次に、承第70号、個人情報保護条例について及び承第71号、情報公開・個人情報保護審査会条例については、個人情報保護に関することであるので、一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 承第70号、個人情報保護条例につきましてご説明申し上げます。冊子、条例及びその他議案208ページをごらんください。

この条例は、個人情報の取り扱いにつきまして必要な事項を定めたものでございます。

次に、承第71号、情報公開・個人情報保護審査会条例につきましてご説明申し上げます。222ページでございます。

情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく不服申し立ての審査を行うための審査会について規定したものでございます。

なお、承第70号及び承第71号は6月25日に専決処分いたしております。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

まず、承第70号、個人情報保護条例についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第70号は原案どおり承認されました。

続きまして、承第71号、情報公開・個人情報保護審査会条例についてを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、承第71号は原案どおり承認されました。

日程第12 同第1号 監査委員選任について同意を求めることについて

○議長（大橋基之君） 日程第12、監査委員選任について同意を求めることについてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 224ページをごらんください。

天理市監査委員で旧山辺広域行政事務組合の監査委員を務めておられました梅崎浩充氏を本組合監査委員にお願いするものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、本案を原案どおり同意することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり同意することに決定いたしました。

梅崎浩充氏に入室を認めます。

○監査委員（梅崎浩充君） 失礼いたします。ただいま奈良県広域消防組合監査委員としてご同意いただきました梅崎浩充と申します。本日はまことにありがとうございます。

山辺広域での経験を生かしつつ、奈良県広域消防組合での職務も全力で邁進してまいりたいと思っております。何とぞ、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、ここにお願い申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、貴重なお時間、ありがとうございました。（拍手）

○議長（大橋基之君） ありがとうございました。

日程第 13 同第 2 号 監査委員（議会選出）選任について同意を求めることについて

○議長（大橋基之君） 日程第 13、議会選出監査委員選任についての同意を求めることについてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 五條区分選出議員の牧野雅一氏を本組合監査委員にお願いするものであります。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、本案を原案どおり同意することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり同意することに決定いたしました。

牧野雅一監査委員にご挨拶をお願いいたします。牧野雅一議員。

○6 番（牧野雅一君） ただいま奈良県広域消防組合議会選出の監査委員として同意いただきました五條市の牧野でございます。

梅崎監査委員とともに全力を挙げて職務に取り組む所存でございます。どうぞ皆様方のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大橋基之君） ありがとうございます。

日程第 14 議第 1 号 奈良県広域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大橋基之君） 日程第 14、議第 1 号、奈良県広域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 226 ページをごらんください。奈良県広域消防組合職員定数

条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

野迫川消防事業を運用するに当たりまして、職員定数条例の定数 1,287 人から 8 名増員し、1,295 人とするものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第 1 号、奈良県広域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、本案を原案どおり可決することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第 15 議第 2 号 高機能消防指令システム契約の締結について

○議長（大橋基之君） 日程第 15、議第 2 号、高機能消防指令システム契約の締結についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 227 ページをごらんください。議第 2 号、高機能消防指令システム契約の締結につきましてでございます。

このシステムは、管内人口 92 万 5,000 人、管轄面積 3,205 平方キロメートル、推定通報件数 9 万件を処理するために、指令システムとしては最大のⅢ型指令システムで奈良県広域消防組合の指令業務の一元化を図るため、平成 28 年 4 月 1 日運用開始を目指し、総合評価落札方式一般競争入札で日本電気株式会社奈良支店と 20 億 448 万円で 7 月 7 日に仮契約したものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第 2 号、高機能消防指令システム契約の締結について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第 16 議第 3・4 号 高規格救急自動車購入契約の締結について（高田消防署・御所消防署）

○議長（大橋基之君） 日程第 16、議第 3・4 号、高規格救急自動車購入契約の締結についてを一括議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 229ページをごらんください。議第3号・4号、財産の取得でございます。

高田消防署及び御所消防署で使用しております高規格救急自動車を更新しようとするものでございます。

3社が応札し、奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課と5,205万6,000円で仮契約しております。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第3・4号、高規格救急自動車購入契約の締結について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第17 議第5号 高規格救急自動車購入契約の締結について（香芝消防署）

○議長（大橋基之君） 日程第17、議第5号、高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 232ページをごらんください。議第5号、香芝消防署で使用しております高規格救急自動車を更新しようとするものでございます。

3社が応札しまして、日産プリンス奈良販売株式会社と2,674万800円で仮契約しております。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第5号、高規格救急自動車購入契約の締結について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第18 議第6号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について（大和郡山消防署）

○議長（大橋基之君） 日程第18、議第6号、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 235ページをごらんください。議第6号、大和郡山消防署で使用しております消防ポンプ自動車を更新しようとするものでございまして、4社が応札し、株式会社モリタ大阪支店と3,229万2,000円で仮契約しております。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第6号、消防ポンプ自動車購入契約の締結について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第19 議第7号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について（宇陀消防署）

○議長（大橋基之君） 日程第19、議第7号、消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 238ページをごらんください。議第7号、宇陀消防署で使用しております消防ポンプ自動車を更新しようとするものであります。

3社が応札しまして、株式会社モリタ大阪支店と2,894万4,000円で仮契約しております。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第7号、消防ポンプ自動車購入契約の締結について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議第8号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について（大淀消防署）

○議長（大橋基之君） 日程第20、議第8号、水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 241ページをごらんください。議第8号、大淀消防署で使用しております水槽付消防ポンプ自動車を更新しようとするものでございます。

4 社が応札しまして、長野ポンプ株式会社と 4,584 万 6,000 円で仮契約しております。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第 8 号、水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 1 議第 9 号 平成 2 6 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（大橋基之君） 日程第 2 1、議第 9 号、平成 2 6 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 冊子、予算関係議案インデックス、議第 9 号、15 ページをごらんください。

歳入歳出予算にそれぞれ 3,994 万 9,000 円を増額するものでございます。

主な内容は退職手当特別負担金でございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第 9 号、平成 2 6 年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 2 議第 1 0 号 平成 2 6 年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（大橋基之君） 日程第 2 2、議第 1 0 号、平成 2 6 年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） インデックス、議第 1 0 号をごらんください。

歳入歳出予算にそれぞれ1,150万円を増額するものでございます。

これは、住民の方より救急車購入費用として2,000万円を吉野消防署に対し寄附をいただきました。それを高規格救急仕様とするために必要な資機材購入費として1,000万円を増額するものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第10号、平成26年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第23 議第11号 平成26年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大橋基之君） 日程第23、議第11号、平成26年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） インデックス、議第11号、15ページをごらんください。

平成26年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算につきまして、歳入歳出予算にそれぞれ650万円を増額し、大淀消防署新庁舎建設に係る設計・測量等委託料でございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第11号、平成26年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議第12号 平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大橋基之君） 日程第24、議第12号、平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

管理者に説明を求めます。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） インデックス、議第12号、14ページ、15ページをごらんください。

平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算につきまして、準備室を開設する費用として、歳入歳出予算にそれぞれ1,200万円を増額するものでございます。

○議長（大橋基之君） ただいまの説明について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議第12号、平成26年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計補正予算（第1号）について、本案を原案どおり可決することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大橋基之君） 異議がないようでございますので、本案を原案どおり可決することに決定いたしました。

管理者閉会挨拶

○議長（大橋基之君） 以上で提出議案を議了し、日程は全て終了いたしましたので、本臨時会を閉会いたします。

平成26年奈良県広域消防組合議会第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営ご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ここで管理者からご挨拶の申し入れがありましたので、これを許可いたします。

森下管理者。

○管理者（森下 豊君） 閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

長時間にわたりまして、そして、たくさんの議案にわたりまして、全議案滞りなく原案どおりにご承認をいただきましたことに、まず厚く御礼申し上げたいと思います。

我々の奈良県広域消防組合は、この4月によりやく産声を上げたところでございます。全国からは大変な注目を集め、大変な期待と、そして、我々がこれからはなきゃならないこと、その責務に重圧を感じながら、緊張を感じながら、しかし、しっかり身を引き締めてやっていかなきゃならないという責任感であふれているところでございます。

どうか、議員各位におかれましても、これからしっかりと支えていただき、そして、大きなお力添えでこの大きな屋台骨を引っ張っていつていただきたい、そして、また支えていきたい、このように考えています。

皆様方のこれからのますますの本組合に対してのお力添え、そしてご協力、全て全てお願いを申し上げますけれども、我々出発したところでございますから、まだよちよち状態でございます。しっかりと歩けますように、皆様方のお力添えを切に切にお願い申し上げます。

まして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋基之君） これをもちまして、平成２６年奈良県広域消防組合第１回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後３時５６分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 川北 肇

議長 大橋 基之

署名議員 藤山 量雄

署名議員 森井 常夫